

■県西2市8町の自治基本条例における 「協働」及び「権利」の表記について

【協働】	【権利】
小田原市： 3箇所	小田原市： 1箇所
南足柄市： 4箇所	南足柄市： 3箇所
中井町： 4箇所	中井町： 4箇所
大井町： 5箇所	大井町： 2箇所
山北町： 10箇所	山北町： 4箇所
開成町： 4箇所	開成町： 5箇所
箱根町： 1箇所	箱根町： 4箇所
真鶴町： 3箇所	真鶴町： 3箇所
湯河原町： 5箇所	湯河原町： 3箇所